

農福連携についてよくある質問

Q1 障害者の方は農作業に慣れていません。作業を任せて大丈夫でしょうか？

A 障害の種類は身体、知的、精神と様々で、その程度や状態も人によって異なります。農作業の習得に時間がかかる方もおられますが、例えば、作業を切り分け、障害者の方の障害特性に応じて、その一部分を担っていただくことで実施する事例もあります。また、障害者に農作業を体験してもらうために、農業者が障害者を試行的に受け入れるインターンシップ事業があるので、どのような農作業を依頼したいか、まずはひょうご農林機構までご連絡ください。

Q2 障害者とどのように接したらよいか不安です。

A 請負契約による受け入れの際には、福祉事業所の支援員（職業指導員）が必ず同行します。農業者は支援員に作業説明・指示を行い、障害者へは支援員が、障害者の能力把握、作業指示とサポートを行うこととなるので安心してください。

Q3 農作業中に福祉事業所の利用者（障害者）がケガや病気になった場合の補償は？

A 基本的には福祉事業所側で作業にかかる保険をかけることになっています。そのような場合には救護などの適切な対応をお願いします。

Q4 請負契約までの流れを具体的に教えてください。また、契約までにかかる費用はどれくらいかかりますか？

A まずは、ひょうご農林機構へ気軽に相談ください。どのような作業を依頼できるのか一緒に考えていきます。その後、農作業を福祉事業所に依頼する場合に、請負契約を締結していただくのが一般的です。契約内容として、作業内容、時期、時間、請負報酬、支払方法、事故責任の所在、その他の留意事項等の詳細を決めていきます。特に請負報酬の設定方法と金額の決定については、基準を明示するなどの積極的な対応が望まれます。農業者と福祉事業所の話し合いで決定することが重要です。時間給や出来高で決定する事例が多くなっています。必要であれば、機構にご相談ください。費用は、契約書に貼付する印紙代(200円)程度です。

Q5 作業所に特別な設備が必要ですか？また、寒さや暑さに特別な対策は必要でしょうか。

A 簡易トイレや休憩スペースの用意が必要ですが、近隣に農業者の自宅などがあり、それらに代えられる場合は、必ずしも特別に用意する必要はありません。ほ場の近くにコンビニがあれば、事前にトイレ使用の許可を頂いておく方法もあります。また、過ごしやすい環境の提供等、福祉事業所の職員と相談しながら、はじめてみてかまいません。

Q6 具体的に請負報酬はどのように算定したらよいでしょうか。

A 以下のような方法により、設定することもできますが、農業者と福祉事務所、双方の意見合わせが必要です。

(報酬額算定例)

①パート職員が1時間の作業で2ケースの実績がある場合、パート職員の時給をもとに計算。

パート職員の時給(1000円と仮定)÷2ケース
→ 1ケースの出来高単価500円

②パート職員が1時間で仕上げる作業を、障害者が4人でこなせた場合。

パート職員の時給÷4人 → 障害者1人あたりの時給

③障害者が、パート職員が行う同じ作業に2倍の時間を要した場合。

パート職員の時給÷2時間 → 障害者1人あたりの時給

障害者を安い労働力として扱おうとする考え方は、世間から批判を招きます。とはいえ、健常者と同じ作業ペースを望むのは難しいため、作業を行った「量」に対して正当な評価を行える出来高制を敷くことが望ましいです。あくまでも、経営上の、コストの一環として考えてください。

Q7 請負契約による障害者の受入れにあたって、農業者が福祉事業所の利用者に対して支払う賃金や工賃に対する補助金等がありますか。

A 請負契約による障害者の受入れにあたって、補助金などはありません。障害者の農業分野への就労へと結びつけるため、農業者が福祉事業所の障害者を試行的に受け入れるインターンシップ事業を利用した場合、農業者に対して、実施した訓練日数及び人数に応じて、1,000円/人・日の研修指導料を支払う制度があります。

Q8 農福連携を支援する窓口は？

A 農業者サイドの窓口は、「公益社団法人ひょうご農林機構」になります。依頼したい農作業のことなど、まずはお気軽にご相談ください。多くの場合、農福連携担当者が福祉事業所サイドの窓口となる「NPO法人兵庫セルフセンター」の担当者とともに現地にお伺いします。障害者に行ってもらいたい農作業内容をお聞きしながら、一緒に、福祉事業所に依頼したい農作業としてまとめます。

